

令和3年 第11回

八千代市選挙管理委員会会議録

開催日：令和3年5月5日（水）

午前10時00分から

場 所：八千代市役所旧館4階第1委員会室

八千代市選挙管理委員会

令和3年 第11回 八千代市選挙管理委員会

1 開会時刻	午前10時00分	
2 開催場所	八千代市役所旧館4階第1委員会室	
3 出席委員	委員長 周郷文雄	委員長職務代理者 廣川実
	委員 江野澤真利子	委員 木村恵子
4 出席書記	局長 高宮修	次長 笠川浩伸
	主査 澁谷悠太	
5 会議の議案	<p>(議案)</p> <p>第1号 在外選挙人名簿から抹消することについて (追加議案)</p> <p>第2号 八千代市議会議員補欠選挙の期日について</p> <p>第3号 選挙時登録の登録日等を定めることについて</p> <p>第4号 開票事務と選挙会事務を併せて行うことについて</p> <p>第5号 選挙会の場所及び日時を定めることについて</p> <p>第6号 投票及び開票の順序について</p> <p>第7号 投票所の決定について</p> <p>第8号 期日前投票所の決定について</p> <p>第9号 期日前投票所の開閉時刻の繰り下げの決定について</p> <p>第10号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について</p> <p>第11号 選挙長及びその職務代理者を選任することについて</p> <p>第12号 選挙管理委員会委員長の執務場所について</p> <p>第13号 国外不在者投票における不在者投票用紙の交付又は発送開始日の決定について</p> <p>第14号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について</p> <p>第15号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について</p> <p>第16号 投票所の投票立会人の選任について</p> <p>第17号 期日前投票所の投票立会人の選任について</p>	
6 閉会時刻	午前10時40分	
7 公開又は非公開	公開	
8 傍聴人数	0名	

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>定刻となりましたので、始めさせていただきます。 ただいまの出席委員は全員であります。 定足数に達しておりますので、本日招集されました令和3年第11回八千代市選挙管理委員会は成立しました。 これより会議を開きます。 議案の審議に先立ち会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、八千代市選挙管理委員会規程第10条第2項の規定により、木村委員を指名します。</p> <p>それでは、議案第1号「在外選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第1号「在外選挙人名簿から抹消することについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号の規定により、在外選挙人名簿から抹消する者を次のとおり定める。 令和3年5月5日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の11第2号の規定により、在外選挙人名簿に登録されている者が、国内の市町村において住民票が新たに作成された日後、4か月を経過するに至ったときは、抹消しなければならないとされております。 つきましては、議案の1名の方を在外選挙人名簿から抹消するものであります。 なお、令和3年第10回八千代市選挙管理委員会での在外選挙人名簿登録者数から、この抹消する者1名を除いた登録者数は、男79名、女85名、計164名となります。 以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第1号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	質疑なしと認めます。

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>これより、議案第1号「在外選挙人名簿から抹消することについて」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、本日追加された議案が16件ございます。議案内容につきましては、お手元の配布資料のとおりでございます。</p> <p>追加議案につきましては、八千代市選挙管理委員会規程第7条第2項ただし書きの規定により、緊急を要することから本日の会議に付議されておりますので、本日の委員会日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、委員会日程に追加し、審議いたします。</p> <p>それでは、議案第2号「八千代市議会議員補欠選挙の期日について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第2号「八千代市議会議員補欠選挙の期日について」令和3年5月5日付けで、八千代市議会議長から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第111条第1項の規定による市議会議員1名に欠員が生じた旨の通知を受けたことから、同法第113条第3項の規定により、令和3年5月23日執行予定の八千代市長選挙と同時に八千代市議会議員補欠選挙を次のとおり行うものとし、その期日を令和3年5月16日に告示する。</p> <p>令和3年5月5日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄</p> <p>以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>令和3年5月5日付けで市議会議員1名に欠員が生じたことから、公職選挙法第111条の規定による通知が、市議会議長から本日付けで八千代市選挙管理委員会に届きま</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>した。</p> <p>つきましては、5月23日執行予定の八千代市長選挙の告示日11日前までに当該通知を受けたことから、同法第113条第3項ただし書きの規定により、当該補欠選挙を八千代市長選挙と同時に執行することとし、選挙期日の告示日につきましては、八千代市長選挙と同日の5月16日（日）とするものでございます。</p> <p>なお、本件は、選挙期日の告示日である5月16日に告示することとなります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第2号について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第2号「八千代市議会議員補欠選挙の期日について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第3号「選挙時登録の登録日等を定めることについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第3号のご説明の前に、1点補足説明をさせていただきます。この議案第3号から第6号を除く、議案第13号までの付議議案につきましては、既に市長選挙に関しては可決いただいておりますので、八千代市議会議員補欠選挙分について付議するものでございます。</p> <p>それでは、議案第3号についてご説明いたします。</p> <p>議案第3号「選挙時登録の登録日等を定めることについて」令和3年5月23日執行予定の八千代市議会議員補欠選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により行う選挙人名簿の登録の基準日</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>及び登録日を次のとおり定める。  令和3年5月5日提出  八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄  以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第22条第3項の規定により、選挙を行う場合には、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める日により、本市の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならないとされております。</p> <p>つきましては、議案のとおり、登録の基準日及び登録日を定めたいとするものです。</p> <p>なお、本件は、直ちに告示することとなります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより、議案第3号について質疑を行います。質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第3号「選挙時登録の登録日等を定めることについて」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第4号「開票事務と選挙会事務を併せて行うことについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第4号「開票事務と選挙会事務を併せて行うことについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により、令和3年5月23日執行予定の八千代市議会議員補欠選挙の選挙会場において、開票事務と選挙会事務を併せて行う。</p> <p>令和3年5月5日提出</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第79条第1項の規定により、選挙会と開票区の区域が同一である場合には、開票事務は選挙会場において、選挙会の事務と併せて行うことができるとされております。</p> <p>つきましては、議案のとおり、開票事務と選挙会事務を併せて行いたいとするものです。</p> <p>なお、本件は、選挙期日の告示日に告示することとなります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより、議案第4号について質疑を行います。 質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	質疑なしと認めます。 これより、議案第4号「開票事務と選挙会事務を併せて行うことについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第5号「選挙会の場所及び日時を定めることについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。
局 長	議案第5号「選挙会の場所及び日時を定めることについて」令和3年5月23日執行予定の八千代市議会議員補欠選挙における、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により、開票事務を併せて行う選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。 令和3年5月5日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。

発言者	発 言 要 旨
	<p>公職選挙法第77条第1項の規定により、選挙会は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の指定した場所で開くとされております。</p> <p>つきましては、議案のとおり、選挙会の場所及び日時を定めたいとするものです。</p> <p>なお、市議会議員補欠選挙が同時に行われることとなったため、開始時刻を午後9時から午後9時15分に改めております。また、本件は、選挙期日の告示日に告示することとなります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第5号について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第5号「選挙会の場所及び日時を定めることについて」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第6号「投票及び開票の順序について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第6号「投票及び開票の順序について」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第122条の規定により、令和3年5月23日執行予定の八千代市長選挙及びこれと同時に八千代市議会議員補欠選挙における投票及び開票の順序を次のとおり定める。</p> <p>令和3年5月5日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第122条の規定により、市長選挙と市議会</p>



発言者	発 言 要 旨
	<p>議員補欠選挙を同時に行う場合における投票及び開票の順序は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定めるとされております。</p> <p>つきましては、議案のとおり、投票及び開票の順序を定めたいとするものです。</p> <p>なお、本件は、選挙期日の告示日に告示することとなります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第6号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第6号「投票及び開票の順序について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第7号「投票所の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第7号「投票所の決定について」令和3年5月23日執行予定の八千代市議会議員補欠選挙における投票所を次のとおり定める。</p> <p>令和3年5月5日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄</p> <p>以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第39条の規定により、投票所は市役所又は選挙管理委員会が指定した場所に設けることとされております。</p> <p>つきましては、別添のとおり、38か所として定めたいとするものです。</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>なお、本件は選挙期日の告示日に告示することとなります。 以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第7号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
廣川委員	<p>38投票区は、千葉県知事選挙の時が初めての投票だったが、何か選挙人から意見等はあったか。</p>
事務局	<p>特段意見等ありませんでした。</p>
周郷委員長	<p>他に質疑ございませんか。</p>
各委員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第7号「投票所の決定について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第8号「期日前投票所の決定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局長	<p>議案第8号「期日前投票所の決定について」令和3年5月23日執行予定の八千代市議会議員補欠選挙における期日前投票所の場所を次のとおり定める。 令和3年5月5日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第48条の2第6項において準用する同法第39条の規定により、期日前投票所は、告示日の翌日から選挙期日の前日までの間、市役所又は選挙管理委員会が指定した場所に設けるとされております。</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>つきましては、市役所のほか、3か所の商業施設に設置し、期間は4か所ともに告示日の翌日から選挙期日の前日までの6日間とするものです。</p> <p>なお、本件は、選挙期日の告示日に告示することとなります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第8号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第8号「期日前投票所の決定について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第9号「期日前投票所の開閉時刻の繰り下げの決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第9号「期日前投票所の開閉時刻の繰り下げの決定について」令和3年5月23日執行予定の八千代市議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において準用する同法第40条第1項ただし書きの規定による期日前投票所を開く時刻を繰り下げる期日前投票所並びに繰り下げる時間及び開く時刻を次のとおり定める。</p> <p>令和3年5月5日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄</p> <p>以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第48条の2第6項において準用する同法第40条第1項ただし書きの規定により、期日前投票所の数が二以上である場合は、いずれか一以上の期日前投票所を</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>午前8時30分から午後8時まで開き，その他の期日前投票所については，2時間以内の範囲内において開閉時刻を繰り上げ又は繰り下げできることとなっております。</p> <p>つきましては，市役所を午前8時30分から午後8時までとし，3か所の商業施設は，開く時間を1時間30分繰り下げ，午前10時から午後8時までとするものです。</p> <p>なお，本件は，選挙期日の告示日に告示することとなります。</p> <p>以上，ご審議の程，お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより，議案第9号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより，議案第9号「期日前投票所の開閉時刻の繰り下げの決定について」採決いたします。</p> <p>本案は，原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって，本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に，議案第10号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第10号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について」令和3年5月23日執行予定の八千代市議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による候補者の氏名及び党派別の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。</p> <p>令和3年5月5日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下，内容についてご説明いたします。</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>公職選挙法第175条第3項の規定により、投票の記載する場所に掲示する候補者の氏名及び党派別の掲示の順序は、告示日の立候補の届出等をすべき時間が経過した後に行うくじで定めるとされております。</p> <p>つきましては、議案のとおり、くじを行う日時を令和3年5月16日午後6時10分とし、場所を八千代市役所旧館4階第1委員会室とするものです。</p> <p>なお、本件は、選挙期日の告示日に告示することとなります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第10号について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第10号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第11号「選挙長及びその職務代理者を選任することについて」を議題といたしますが、当該議案のうち「選挙長の選任について」は、私に関係することになります。</p> <p>この場合、地方自治法第189条第2項の規定により、自己の一身上に関する事件等については、その議事に参与することができないこととなっておりますので、議案第11号のうち「選挙長の選任」に限り、議長を委員長職務代理者の廣川委員にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、廣川委員を議長としてよろしいかお諮りいたします。</p> <p>ご異議ございませんか。</p>

発言者	発 言 要 旨
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、廣川委員を議長と決定しました。それでは廣川委員に議長をお願いいたします。</p>
廣川委員	<p>それでは、議長として議事進行をさせていただきます。 議案第11号のうち「選挙長の選任について」を議題といたします。周郷委員長は退席願います。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第11号「選挙長及びその職務代理者を選任することについて」令和3年5月23日執行予定の八千代市議会議員補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。 令和3年5月5日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第75条第1項の規定により、各選挙ごとに選挙長を置くこととされており、また、同条第3項では、当該選挙の選挙権を有する者の中から、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の選任した者を充てるとされています。</p> <p>つきましては、議案のとおり「周郷委員長」を選挙長に選任したいとするものです。</p> <p>なお、本件は、選挙期日の告示日である5月16日に告示することとなります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
廣川委員	<p>これより、議案第11号のうち「選挙長の選任について」質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	質疑なし
廣川委員	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第11号のうち「選挙長の選任について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございません</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	んか。
各 委 員	異議なし
廣 川 委 員	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>以上で、議案第11号のうち「選挙長の選任」に関する議事は終了しましたので、議長の職を辞させていただきます。</p>
周郷委員長	廣川委員ありがとうございました。
周郷委員長	<p>次に、議案第11号のうち「選挙長の職務代理者を選任することについて」を議題といたします。本件は廣川委員に関係することとなりますので、廣川委員は退席願います。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案は、先程の選挙長の選任と同様になります。</p> <p>以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法施行令第80条第1項の規定により、選挙長に事故があり、又は欠けた場合において、その職務を代理すべき者を当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならないこととされております。</p> <p>つきましては、議案のとおり委員長職務代理者であります「廣川委員」を選挙長の職務代理者に選任したいとするものです。</p> <p>なお、本件は選挙期日の告示日に告示することとなります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第11号のうち「選挙長の職務代理者を選任することについて」質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第11号のうち「選挙長の職務代理者を</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>選任することについて」採決いたします。          本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。          よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
周郷委員長	<p>つづきまして、議案第12号「選挙管理委員会委員長の執務場所について」を議題といたします。          事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第12号「選挙管理委員会委員長の執務場所について」令和3年5月23日執行予定の八千代市議会議員補欠選挙における本職の執務場所は、次のとおりである。          令和3年5月5日提出          八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄          以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>不在者投票におきまして、委員長が不在者投票管理者となるべきものがございますので、執務場所を定めておくものです。          つきましては、選挙期間中の委員長の執務場所を市選挙管理委員会とし、選挙期日の告示日である5月16日については、立候補の届出日であるため、4階第2委員会室にいたしたいとするものです。          なお、本件は選挙期日の告示日に告示することとなります。          以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第12号について質疑を行います。          質疑ございませんか。</p>
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。          これより、議案第12号「選挙管理委員会委員長の執務場所について」採決いたします。          本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>



発言者	発 言 要 旨
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。  よって、本案は原案のとおり可決されました。  次に、議案第13号「国外不在者投票における不在者投票用紙等の交付又は発送開始日の決定について」を議題といたします。  事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第13号「国外不在者投票における不在者投票用紙等の交付又は発送開始日の決定について」令和3年5月23日執行予定の八千代市議会議員補欠選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第59条の5の4第7項に規定する市町村の選挙管理委員会の定める日は、選挙期日の告示の日の5日前とする。  令和3年5月5日提出  八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄  以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>特定国外派遣組織に属する選挙人は、国外における不在者投票を行えることとなっており、公職選挙法施行令第59条の5の4第7項の規定により、告示日以前に投票用紙等の交付の請求を受けた場合には、選挙管理委員会が定める日以降、直ちに投票用紙等を交付しなければならないとされております。</p> <p>つきましては、県選挙管理委員会からの通知では、告示日の2日以上前が好ましいとされておりますことを踏まえ、議案のとおり、交付の開始日を選挙期日の告示日の5日前にいたしたいとするものです。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第13号について質疑を行います。  質疑ございませんか。</p>
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。  これより、議案第13号「国外不在者投票における不在者投票用紙等の交付又は発送開始日の決定について」採決いたします。</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第14号「投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第14号「投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」令和3年5月23日執行予定の八千代市長選挙及びこれと同時に行う八千代市議会議員補欠選挙における投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。 令和3年5月5日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第37条第2項の規定により、投票管理者は、選挙権を有する者の中から選任することとされております。</p> <p>また、同法施行令第24条第1項の規定により、投票管理者に事故があり、また欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならないとされております。</p> <p>つきましては、投票所38か所における投票管理者及び職務代理者を別添のとおり選任いたしたいとするものです。</p> <p>なお、全て市職員であり、本件は選挙期日の告示日に告示することとなります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第14号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>これより、議案第14号「投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第15号「期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第15号「期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」令和3年5月23日執行予定の八千代市長選挙及びこれと同時に行う八千代市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。</p> <p>令和3年5月5日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄</p> <p>以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第48条の2第5項で適用する同法第37条第2項の規定により、期日前投票所の投票管理者は、選挙権を有する者の中から選任するとされております。</p> <p>また、同法施行令第49条の7で適用する同令第24条第1項の規定により、投票管理者に事故があり、または欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならないとされております。</p> <p>つきましては、期日前投票所4か所における投票管理者及び職務代理者を別添のとおり選任したいとするものです。</p> <p>なお、全て市職員であり、本件は選挙期日の告示日に告示することとなります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第15号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>

発言者	発 言 要 旨
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。          これより、議案第15号「期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」採決いたします。          本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。          よって、本案は原案のとおり可決されました。          次に、議案第16号「投票所の投票立会人の選任について」を議題といたします。          事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第16号「投票所の投票立会人の選任について」令和3年5月23日執行予定の八千代市長選挙及びこれと同時に行う八千代市議会議員補欠選挙における投票所の投票立会人を次のとおり選任する。          令和3年5月5日提出          八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄          以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第38条第1項の規定により、投票立会人は各選挙ごとに選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下の者を選任することとされております。</p> <p>つきましては、投票立会人は、投票時間を定めて選任することにより交代制をとることが可能でありますので、別添のとおり、立会時間を前半と後半に分け、それぞれ2人ずつとし、投票所38か所で延べ152人を選任したいとするものです。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第16号について質疑を行います。          質疑ございませんか。</p>
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	質疑なしと認めます。

発言者	発 言 要 旨
	<p>これより、議案第16号「投票所の投票立会人の選任について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第17号「期日前投票所の投票立会人の選任について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第17号「期日前投票所の投票立会人の選任について」令和3年5月23日執行予定の八千代市長選挙及びこれと同時に行う八千代市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票立会人を次のとおり選任する。</p> <p>令和3年5月5日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>期日前投票所の投票立会人につきましても、投票所の投票立会人と同様、選挙権を有する者の中から本人の承諾を得て、2人の者を選任するとされております。</p> <p>つきましては、別添のとおり、期日前投票所4か所の投票立会人を選任したいとするものです。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第17号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第17号「期日前投票所の投票立会人の選任について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 以上で、本日会議に付議された案件の審議はすべて終了いたします。
周郷委員長	事務局から報告・連絡事項ありましたらお願いいたします。
局 長	《事務局から》 報告事項 ・登録の移替えの延期を定めることについて ・直接請求のための署名収集行為禁止期間について 連絡事項 ・次回の委員会の開催日程について
周郷委員長	これをもちまして、令和3年第11回八千代市選挙管理委員会を閉会いたします。